

社会教育主事の任用資格及び受講資格について

別添4



文部科学省

(A) 大学に2年以上在学・62単位以上修得＋養成課程のある大学で社会教育に関する科目の単位を修得

必修	生涯学習概論	4単位
	生涯学習支援論	4単位
	社会教育経営論	4単位
	社会教育特講	8単位
	社会教育実習	1単位
選択 必修	社会教育演習	1以上の
	社会教育実習	科目で3
	社会教育課題研究	単位

【科目：規程第11条第1項】

社会教育士
(養成課程)
の称号
【規程第11条第3項】



(A) + イ・ロ・ハの通算
期間が1年以上

イ. 主事補
ロ. 主事補と同等の職
ハ. 社会教育に関係のある業務
【法第9条の4第3号】

※ロ、ハはH8告示1、2参照
H8告示：平成8年文部省告示第148号「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定」

(B) + 大学2年以上在学62単位以上等 + イ・ロ・ハの通算
期間3年以上 【法第9条の4第1号】

(B) + 教員普通免許 + 教育に
関する職が5年以上
【法第9条の4第2号】

(B) + 法第9条の4第1～3号に
相当する教養と経験があると都道府
県教委が認定した者
【法第9条の4第4号】

※R7通知で以下を目安として示している。

- ①イ、ロ、ハの通算期間が
4年以上
- ②教育に関する職を6年（普
通免許状ありは5年）以上
- ③ロ、ハに相当する職又は
業務を4年以上
（大学2年在学62単位の者は
3年、(A)の者は1年）

都道府県教委の認定

※R7通知：7文科教第801号「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令等の施行並びに社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて（通知）」

(B) 社会教育主事講習修了



社会教育士
(講習)の称号
【規程第8条
第3項】

1. 大学2年以上在学・62単位以上修得者、
高等専門学校卒業者等【規程第2条第1号】

2. 教員の普通免許状所有者
【規程第2条第2号】

3. 短期大学卒業と同等以上の学力が
あると認められる者【規程第2条第3号】

4. その他の者

（高卒等、規程第2条第1～3号に当てはまらない者）

- ① 2年以上（イ）主事補及び（ロ）主事補と同等の
職又は（ハ）社会教育に関係のある業務に従事し
た者
【規程第2条第4号】▶ ロ、ハはH8告示一、二参照
- ② 4年以上教育に関する職にあった者
【規程第2条第5号】▶ H8告示三参照
- ③ 文部科学大臣が上記1, 2, 3, 4①, ② と同等以上と
認めた者
【規程第2条第6号】▶ R7告示参照

※R7告示：令和7年文部科学省告示第62号「社会教育法第9条の5に規定する社会教育主事の講習の受講に関し、社会教育主事講習等規程第2条第6号の規定により同条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者を指定する告示」

社会教育主事講習受講資格

有資格者

社会教育主事として発令